青森大学情報セキュリティ対策基本規程

(目的)

第1条 本規程は、青森大学(以下「本学」という。)における情報及び情報システムの情報セキュリティ対策について基本的な事項を定め、もって本学の保有する情報の保護と活用及び情報セキュリティ水準の適切な維持向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程において適用対象とする者は、以下の者とする。

- (1) 本学の教職員。
- (2) 本学の学生。
- (3) 本学の情報システムの臨時利用者。
- 2 本規程において適用対象とする情報は、以下の情報とする。
 - (1) 教職員が使用するすべてのシステム及びそこから出力された情報又は記録媒体に記録された情報。(当該システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。)
 - (2) その他の情報システム又は外部電磁的記録媒体に記録された情報(当該情報システム から出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報 を含む。)
 - (3) その他本学が調達又は作成した情報 (デジタル及び書面を含む。)

(CSIRT の設置)

第3条 対策基準等の審議を行う機能を持つ組織として、Computer Security Incident Response Team(CSIRT)を設置する。CSIRTでは次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策基準の策定及び改定
- (2) セキュリティ対策推進計画の策定
- (3) その他、情報セキュリティに係る必要事項
- 2 CSIRTには次の各号に定める職を置く。
- (1) 最高情報責任者(CIO) 1名
- (2) 最高情報セキュリティ責任者(CISO) 1名
- (3) AU-CSIRT 青任者 1名
- (4) CSIRT
- (5) CSIRT 責任者
- (6) CSIRT 実施者

- 2 CSIRTには、必要に応じて次の各号に定める職を置く事ができる
- (1) 統括情報セキュリティ責任者
- (2) 情報セキュリティ監査責任者
- (3) 情報セキュリティ監査実施者
- (4) 情報セキュリティアドバイザー

(業務)

- 第4条 CSIRTでは以下の事項について、審議する。
- (1) 情報セキュリティ対策基準の策定
- (2) 情報セキュリティ対策推進計画の策定
- (3) 情報セキュリティ対策の運用
- (4) 情報セキュリティ違反への対処
- (5) 情報セキュリティ教育体制の整備・教育実施計画の策定
- (6) 情報セキュリティインシデント発生への対策準備
- (7) 情報セキュリティインシデント発生時の対処
- (8) 記録媒体の取扱方法
- (9) 情報取扱区画の管理

(情報の取扱い)

- 第5章 本学が取り扱う情報資産については別に定められたレベルにより分類し、適正に 運用すること。
- 2 情報資産を取り扱う区画については別に定められたレベルにより分類し、適正に管理 すること。
- 3 機密情報を保存する媒体の取り扱いについては別に定められた表により、適正に管理 すること。

(外部サービスの利用)

- 第6章 外部サービスを利用する際は以下の事項を遵守して利用すること。
- (1) 該当サービスの利用において、利用手順及び運用手順の策定
- (2) 該当サービスの責任者を定める
- (3) 職務従事者による、該当サービスの約款、提供条件、利用リスク等を確認したうえでの外部サービスの利用

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。